

<<関係法令抜粋>>

◎川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

(事業用建築物の所有者等の義務)

第 17 条 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者は、市長の指示に従い、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

4 事業用建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

6 事業用建築物を建設しようとする者（以下「事業用建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(事業系一般廃棄物等の保管場所)

第 28 条 規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に定める保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

◎川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

(事業用建築物)

第 12 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める事業用建築物は、事業用途に供する部分の床面積（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積をいう。）の合計が 3,000 平方メートル以上の建築物とする。ただし、市長の行う一般廃棄物処理業務の提供を受けないものは、この限りでない。

(再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所の設置基準)

第 15 条 条例第 17 条第 4 項及び第 6 項前段の規則で定める再生利用の対象となる物（以下「再生利用対象物」という。）の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の保管場所と明確に区分し、再生利用対象物に廃棄物が混入しないようにするとともに、廃棄物から生ずる汚水等により再生利用対象物が汚染されないようにすること。

(2) 再生利用対象物を十分に収納し、品目別に分別し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(3) 再生利用対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(4) 保管場所には、再生利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

2 条例第 17 条第 4 項及び第 6 項前段の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 事業系一般廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(2) 事業系一般廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(3) 事業系一般廃棄物が飛散し、流出し、地下へ浸透し、悪臭が発生し、及び雨水が流入するおそれがないこと。

(4) ねずみが生息し、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 作業の安全及び衛生を確保するために、換気、採光、給水、排水等必要な措置が講じられていること。

(6) 運搬車を建築物に横付けし、又は進入させて事業系一般廃棄物を搬出する場合には、作業に支障が生じない場所であるとともに、運搬車の安全な運行の確保のために必要な措置が講じられていること。

(7) 保管場所には、保管する事業系一般廃棄物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(事業用建築物の保管場所の設置届)

第 16 条 条例第 17 条第 6 項後段に規定する届出は、様式第 6 号の設置届により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による当該届出に係る建築物の建築の確認の申請又は申込みの前までに行わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の保管場所)

第 25 条 条例第 28 条第 1 項前段の規則で定める事業者は、営利を目的として事業を営む者に限らず、事業を営む主体として把握できる全ての事業者（第 12 条に規定する事業用建築物の事業者を除く。）とする。

2 条例第 28 条第 1 項後段に規定する届出は、第 16 条の規定を準用する。

3 条例第 28 条第 2 項の規則で定める基準は、第 15 条の規定を準用する。